

〈防災・9月9日は救急の日「予防救急」に取り組みましょう〉

近年、救急出場の増加により、救急車の現場到着までの時間が遅くなっています。

救急要請につながる病気やけがの中には、ちょっとした注意や生活習慣の改善などで予防できるものもあり、その取り組みを「予防救急」といいます。

消防本部では、注意するポイントについて、ウェブサイトで情報発信しています。万が一の事故を未然に防ぐため、「予防救急」に取り組みましょう。

▼問 消防本部消防課

☎024・923・8172

〈歴史民俗資料館・郷土人形館休館のお知らせ〉

歴史民俗資料館では、資料の保存や害虫、カビなどの発生を予防するためのくん蒸作業を行っています。また、これにあわせて郷土人形館の資料整理を行います。このため、次の期間は歴史民俗資料館と郷土人形館が臨時休館となります。

なお、10月10日（土）からは、江戸時代初期の社会や暮らしの変化をテーマにした秋季特別展「蒲生氏の時代〜暮らしの中の天下統一〜」を開催します。

▼期間 9月8日（火）〜11日（金）

▼問 歴史民俗資料館

☎62・5263

〈9月1日〜10日は「屋外広告物適正化旬間」です〉

町では、まちの美観や自然環境を守るため、「はり紙、はり札、立看板、広告板、広告塔」などの屋外広告物の設置に関して、福島県屋外広告物条例に基づいて屋外広告物を表示できる場所や、大きさなどを定めています。

屋外広告物の設置には許可が必要になりますので、事前に町へ相談し、規制の内容について確認してください。

また、県内で屋外広告業を営むためには、事前に知事の登録を受ける必要があります。

屋外広告物の表示のルールを守り、美しいまちづくりを進めましょう。

▼問 建設課 都市グループ

☎62・2113



〈違法な不用品回収業者に注意〉

▼違法な不用品回収業者で処分していませんか？

一般廃棄物を収集・運搬・処分するには、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づく市町村の「一般廃棄物処理業の許可」が必要です。

古物商許可や産業廃棄物許可、貨物運送事業の許可のみでは一般廃棄物を収集・運搬・処分することはできません。

廃家電等をトラックや空地で回収する不用品回収業者のほとんどは無許可の違法業者です。

▼なぜ不用品回収業者に依頼してはいけないの？

不用品回収業者が回収した家電製品は、適正にリサイクルされているかどうか確認することができません。

家電製品は、フロンや鉛などの有害物質を含んでおり、不適正処理は、環境汚染や健康被害につながります。

また、不法投棄される可能性もあります。

▼家電製品を正しくリサイクル

使用済の家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（衣類乾燥機））は、家電リサイクル法により、処理の方法が定められています。次のいずれかの方法により

処理してください。

▽購入した電気店に依頼する
家電リサイクル料金とお店の定める処理料を支払い、廃家電を引き取ってもらいます。家電リサイクル券の控えを受け取ってください。

▽三春町清掃センターに依頼する
電気店で引取りできない場合は、清掃センターに廃家電を持ち込み、処理を依頼することができます。

①家電リサイクル対象品の品目やメーカー、大きさなどを確認し、郵便局で家電リサイクル券を購入する。

②家電リサイクル券を添えて家電リサイクル対象品を清掃センターに搬入する。（粗大ごみとして清掃センターに回収を依頼することもできます。（別途回収料金必要））

③家電リサイクル対象品1台につき1,300円の処理手数料を支払い、家電リサイクル券の控えを受け取る。

▽家電リサイクル券を添えて
家電リサイクル対象品を直接指定取引所（日本通運㈱郡山支店024・939・0202）に搬入し処理を依頼する方法もあります。

▼問 住民課生活環境グループ

☎62・2147

広告欄